

各訪問看護ステーション管理者 様

福岡市

保健医療局健康医療部地域医療課長
保健医療局健康医療部保健予防課長
福祉局障がい者部障がい企画課長
こども未来局こども部こども発達支援課長

在宅人工呼吸器使用患者の「訪問看護情報提供書」の提供について（依頼）

平素より、福岡市の保健医療福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、本市における在宅人工呼吸器使用患者の近況把握のため、貴ステーションが訪問看護を実施されている患者のうち、在宅で人工呼吸器を使用し療養されている市内在住の患者の情報について、「訪問看護情報提供書」の提供にご協力いただきますようお願いいたします。
なお、ご協力いただける場合は、下記の内容にご留意ください。

記

1 対象者

気管切開孔又は顔マスク・鼻マスクを介した人工呼吸器を、在宅で24時間施行（夜間のみ等限定的に施行されている方は対象外）の方のうち、本市に訪問看護状況を提供することに同意を得られた市内にお住いの利用者。

※利用者1人につき月1回に限り「訪問看護情報提供療養費1」（1,500円）を算定できますが、算定にあたっては、利用者本人に十分理解を得てください。

※「訪問看護情報提供療養費1」の詳細については裏面でご確認ください。

2 提供先

患者さんがお住まいの区の保健福祉センター健康課（裏面参照）

※原則として毎月10日までに提供してください。

※提供された提供書の内容を確認した結果、上記対象外の患者さんである場合等で継続提出を依頼しない場合は、その旨ご連絡いたします。

3 提供様式

訪問看護の情報提供書（別紙様式1）

※続紙として別途情報を依頼する場合があります。その際は、個別に依頼させていただきます。

【お問い合わせ先】

保健医療局健康医療部地域医療課
医療支援係 栗田、岩佐
TEL：092-711-4892

◆難病関係
保健医療局健康医療部保健予防課
難病医療費助成係 八谷、中野
TEL：092-711-4986

◆障がい関係（難病及び小児を除く）
福祉局障がい者部障がい企画課
施策企画係 古賀、加藤
TEL：092-711-4248

◆小児関係
こども未来局こども部こども発達支援課
障がい児支援係 身深、福原
TEL：092-711-4178

○「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付保発0304第3号厚生労働省保険局長通知）より

第6 訪問看護情報提供療養費について

- 1(1) 訪問看護情報提供療養費1は、保健福祉サービスとの有機的な連携を強化し、利用者に対する総合的な在宅療養を推進することを目的として、訪問看護ステーションから市町村若しくは都道府県（以下「市町村等」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）への情報提供を評価するものである。
- (2) 訪問看護情報提供療養費1は、基準告示第2の9に規定する利用者について、訪問看護ステーションが利用者の同意を得て、利用者の居住地を管轄する市町村等又は指定特定相談支援事業者等に対して、市町村等又は指定特定相談支援事業者等からの求めに応じて、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき月1回に限り算定する。ここでいう保健福祉サービスに必要な情報とは、当該利用者に係る健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導等の保健サービス又はホームヘルプサービス（入浴、洗濯等のサービスも含む。）等の福祉サービスを有効に提供するために必要な情報をいう。
なお、指定訪問看護を行った日から2週間以内に、別紙様式1又は2の文書により、市町村等又は指定特定相談支援事業者等に対して情報を提供した場合に算定する。
- (3) 市町村等又は指定特定相談支援事業者等の情報提供の依頼者及び依頼日については、訪問看護記録書に記載するとともに、市町村等又は指定特定相談支援事業者等に対して提供した文書については、その写しを訪問看護記録書に添付しておくこと。
- (4) 市町村等が指定訪問看護事業者である場合には、当該市町村等に居住する利用者に係る訪問看護情報提供療養費1は算定できない。また、訪問看護ステーションと特別の関係にある指定特定相談支援事業者等に対して情報提供を行った場合には、訪問看護情報提供療養費1は算定できない。
- (5) 訪問看護情報提供療養費1は、1人の利用者に対し、1つの訪問看護ステーションにおいてのみ算定できるものであること。このため、市町村等又は指定特定相談支援事業者等に対して情報の提供を行う場合には、利用者に対し、他の訪問看護ステーションにおいて市町村等又は指定特定相談支援事業者等に対して情報の提供が行われているか確認すること。

各保健福祉センター提出先	電話番号	住所
東区健康課 保健福祉センター(保健所)2階	092-645-1078	〒812-0053 福岡市東区箱崎2-54-27
博多区健康課 区役所6階	092-419-1091	〒812-8514 福岡市博多区博多駅前2-8-1
中央区健康課 あいれふ6階	092-761-7340	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-5-1
南区健康課 保健福祉センター(保健所)2階	092-559-5116	〒815-0032 福岡市南区塩原3-25-3
城南区健康課 保健福祉センター(保健所)2階	092-831-4261	〒814-0103 福岡市城南区鳥飼5-2-25
早良区健康課 保健福祉センター(保健所)2階	092-851-6012	〒814-0006 福岡市早良区百道1-18-18
西区健康課 保健福祉センター(保健所)2階	092-895-7073	〒819-0005 福岡市西区内浜1-4-7